

平成23年(行ウ)第9号 損害賠償履行請求事件

原告 吉井 博 外117名

被告 御船町長山本孝二

## 意見陳述

平成23年9月9日

熊本地方裁判所第2民事部合議B係 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 板 井 俊 介

### 第1 本件で失われた住民の血税

本件は、御船町が、地域バイオマス利活用整備交付金事業により、計画主体となって国（農林水産省）から交付を受けた合計2億9279万3000円を、竹バイオマス事業の実施主体である御船竹資源開発株式会社（以下「会社」という）に支出したものの、会社が自己資金を用意できず、実際にも事業を開始することができずに頓挫したため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という）の規定を受け、御船町が自主的に「補助金を返還しなければならないケースに該当する」と判断して、平成23年1月31日ころに御船町の財政調整基金を取り崩して2億9279万3000円を返還した件につき、町長個人の損害賠償責任の履行を請求するものである。

御船町の財政規模では、毎年の人件費、公債費などの固定経費を控除した金額、いわば「町が自由に使える予算」が、平成19年度は約5億4000万円、平成20年度は約6億8000万円、平成21年度で約9億1000万円であるから、本件で支出された2億9279万3000円という額が

御船町にとっていかに大きなものであるかがわかる。

本件で失われた2億9279万3000円は、御船町民から複数年かけて少しずつ集めて積み立てた重要な血税である以上、その執行責任者である町長は有効かつ効果的に税金を使用しなければならない法的義務を負っていることは当然である。

## 第2 住民監査請求の結果

本件で最も注目すべき点は、御船町から国に対して2億9279万3000円が返還された後の平成23年2月15日、原告らを含む住民らが「御船町は山本孝二町長個人に対し、損害賠償請求として2億9279万3000円を請求すべき」ことを求めた住民監査請求において、御船町監査委員が、その請求どおりの勧告を出している点である（甲第1号証）。現役の町長に対し、ときの監査委員が町長の個人責任を肯定する勧告を明示すること自体、極めて異常な事態であることは明らかである。

なお、原告らを含む御船町住民は、この住民監査請求より以前、山本町長から会社に対する2億円の支出に続き、9279万3000円を支出した段階の平成21年5月26日の時点でも住民監査請求を行っている。この時点では、未だ御船町が国に対して補助金相当額を返還していない状況であったため、形式的には「損害」が発生していないという理由で「理由なし」とされたが、この時点においても、結果通知では「資金の確保について厳正な審査を行えば、交付は回避できたと判断する」と述べられており、山本町長の会社への支出行為に大いなる疑問が提示されていたものである。

地域バイオマス利活用整備交付金事業は補助率2分の1と定められており、補助金額以上の自己資金が用意できることが当然の前提となっている。御船町から2億9279万3000円もの大金が現実に支出されたにもかかわらず、会社は現在に至るまで自己資金を調達できず、事業用地や工場す

ら取得できずに、事業自体が開始できていないというのであるから、このような判断はむしろ当然であったというべきである。

### 第3 支出行為に関する基本的な考え方

これに対し、被告は、答弁書において、「会社への支出行為」を違法行為であるとするのであれば、その後の住民監査請求を経たおらず、本件訴訟を提起することは不適法であるとする。

しかし、そもそも、本件で御船町が国に対して2億9279万3000円を返還せざるを得なかったのは、まさに、会社が事業を実施できる保証もない状況で2億9279万3000円を会社に対して支出したことのみに起因しており、その他の原因によるものでないことは明らかであるから、「国に対する返還行為」と「会社への支出行為」は因果の流れにより結びついた一体の行為として捉えるべきものである。

また、本件のように、国からの補助金が財源となる事例においては、補助金を受領した市町村がいったん第三者に支出し、その後、補助金交付の目的外使用等が明らかになった場合に市町村が国に補助金を返還する場合には、「第三者への支出行為」と「国に対する返還行為」との間に、相当期間が経過することが当然予定されている。しかし、国に対する返還行為がなされていない時点では、法的に「損害」が発生していない以上、執行責任者の違法な支出行為を原因とする「損害賠償履行請求訴訟」は提起できないのであるから、国に対する返還行為の前に住民訴訟の提起を求めることは不可能を強いるものであって不当である。

いずれにせよ、原告らは次回期日までに、この点に関する主張も含め、さらに主張を追加する予定である。

### 第4 終わりに

本件では、御船町民の貴重な血税 2 億 9 2 7 9 万 3 0 0 0 円が失われたことは動かし得ない事実である。そして、会社からも一円の返還もない状態が続いている。かつ、山本町長自身も自らの責任を否定している（甲第 2 号証）。このままの状況では、町民の血税が失われた責任が余りにも軽んじられるというべきである。

裁判所におかれては、山本町長が、住民監査請求において責任を糾弾されながら、1 枚の紙切れのみで責任から逃れている現実を直視し、責任ある地方自治の実現のため、最後の砦としての役割に答えて適正なるご判断をして頂きたい。

以 上